

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年8月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）クスリのアオキ安土店 近江八幡市安土町下豊浦字十六 8713番1ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 工事中の地域住民への影響とその対策について、地元自治会（下豊浦区、および上豊浦区に該当）と協議を行ってください。
 - (2) 店舗設置に伴う交通への影響が最小限となるように、周辺地域においても生活道路への買物客の車の進入がないように対策する等生活環境を保持するように交通対策を計画してください。
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）における特定施設を設置する場合は第6条第1項、特定建設作業を施工する場合は第14条に基づく届出を行ってください。産業廃棄物は許可業者に委託し適正に処分してください。事業系一般廃棄物については、環境エネルギーセンターへ直接搬入するか許可業者に委託して処分してください。
 - (4) 店舗出入口への停止指導線の設置等の交通安全対策を検討してください。
 - (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に基づく開発許可済みの地区計画の区域内のため、同法第58条の2第1項の規定に基づく届出を行ってください。また、屋外広告物については近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号）に基づき、許可申請を行ってください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和3年8月20日から令和3年9月21日まで